

鋼 船 規 則

規
則

B 編 船級検査

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 規則 第 34 号
2015 年 7 月 28 日／2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議
2015 年 9 月 14 日／2016 年 2 月 22 日 理事会 承認
2016 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 船級維持検査の時期

-1.を次のように改める。

-1. 定期的検査の時期は、次の(1)から(6)に規定するところによる。

(1) 年次検査

年次検査は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内のいずれかの日に行う。

(2) 中間検査

中間検査は次の(a)又はまたは(b)による。なお、中間検査を行う場合には、年次検査は行わない。

(a) 登録検査又はまたは定期検査後に行う 2 回目又は、または 3 回目の年次検査の時期に行う。

(b) 建造後 10 年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船並びに建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、(a)に代えて、2 回目の年次検査の時期から 3 回目の年次検査の時期までの間のいずれかの日より開始し、2 回目又はまたは 3 回目の年次検査の時期に完了することができる。

(3) 定期検査

定期検査は、次の(a)から及び(eb)による。

(a) 船級証書の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前から当該期間が満了する日までの日に完了する。

(b) 4 回目の年次検査の時期から船級証書の有効期限間が満了する日までの間のいずれかの日より開始し、検査項目を分割して行うことができる。

~~(c) 前(b)に規定する時期より前に開始することができるが、この場合定期検査は、当該検査を開始した日から 15 ヶ月以内に完了しなければならない。~~

((4)から(6)は省略)

(-2.及び-3.は省略)

1.1.4 を次のように改める。

1.1.4 定期的検査の時期の変更繰り上げ

~~1. 定期検査は、これを受けるべき時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。~~

~~2.1. 年次検査及び中間検査は、これを受けるべき~~1.1.3-1.(1)~~に規定する時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。この場合、別に定めるところにより、追加の定期的検査を行う。~~

~~2. 中間検査は、1.1.3-1.(2)に規定する時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。この場合、別に定めるところにより、追加の定期的検査を行う。また、年次検査を受けるべき時期に中間検査を繰り上げて受けたときは、年次検査を省略することができる。~~

~~3. 年次検査又は中間検査を受ける時期に他の定期的検査を繰上げた場合定期検査は、1.1.3-1.(3)に規定する時期に該当しない時期でも、船舶の所有者から申込みがあれば、次の(1)から(3)に基づいて、その時期を繰上げて行うことができる。~~

(1) ~~年次検査または中間検査を受けるべき時期に中間検査又は定期検査を繰上げて受けたときは、予定されていた年次検査または中間検査は行わないを省略することができる。~~

(2) ~~中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰上げて受けたときには、中間検査は行わない。~~4 回目の年次検査の時期より前に定期検査を開始する場合、当該定期検査は、検査を開始した日から 15 ヶ月以内に完了しなければならない。

(3) ~~前(2)に関わらず、3 回目の年次検査の時期が終了する日より前に定期検査を繰り上げて開始し、中間検査を行わない場合にあっては、次の(a)及び(b)のうち、いずれか早い方の日まで定期検査を完了しなければならない。~~

~~(a) 3 回目の年次検査の時期が終了する日~~

~~(b) 定期検査を開始した日から 15 ヶ月を経過する日~~

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 を次のように改める。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

((1)及び(2)は省略)

(3) ~~2.1.7-4.~~に規定する完成図

-2. 前-1.に加え、国際航海に従事する船舶にあっては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

(1) ~~2.1.7-4~~に規定する船体構造に関する完成図

((2)から(12)は省略)

-3. 前-1.に加え、*SOLAS* 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、前-2.の規定にかかわらず、表 B2.1 及び次に掲げる図面及び情報のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。なお、船体コンストラクションファイルの一部は、本会が適当と認めた陸上アーカイブに適切に保管し、利用制限を設けて差し支えない。この場合、陸上に保管される情報の利用手順を船上に保持する船体コンストラクションファイルに含めなければならない。当該利用手順は、船体コンストラクションファイルに含まれる知的所有権に関する取り決めに従わなければならない。

(1) ~~2.1.7-4~~に規定する船体構造に関する完成図

((2)から(20)は省略)

(-4.から-7.は省略)

2.1.7 完成図

-2.及び-3.を削る。

~~4.~~ 検査申込者は、製造中登録検査の完了に際し、次に掲げる図面について完成図を作成し、本会に提出しなければならない。

(1) 一般配置図

(2) 中央横断面図、部材寸法図、甲板構造図、外板展開図、横置隔壁図、舵及び舵頭材に関する図面並びに倉口蓋に関する図面

(3) ビルジ管、バラスト管及び貨物管系統図

(4) 防火構造図

(5) 消火設備配置図

(6) 船橋視界に関する図面

~~2. 2.1.6-2.により船体コンストラクションファイルの備え付けが要求される船舶にあつては、前-1.に掲げる図面のほか、その船舶に備え付けられる船体コンストラクションファイルに含まれる図面等を本会に提出しなければならない。ただし、前-1.及び2.1.6-1.に規定する図面等を二重に提出することを要しない。~~

~~3. 2.1.6-3.により船体コンストラクションファイルの備え付けが要求される船舶にあつては、前-1.に掲げる図面のほか、その船舶に備え付けられる船体コンストラクションファイルに含まれる図面等のうち、2.1.6-3.(1)から(12)に規定する図面等を本会に提出しなければならない。ただし、前-1.及び2.1.6-1.に規定する図面等を二重に提出することを要しない。~~

4 章 中間検査

4.1 一般

4.1.3 として次の 1 条を加える。

4.1.3 検査結果の取扱い

中間検査及び定期検査がいかなる時期に行われたとしても、中間検査において行う区画の検査及び板厚計測の結果を定期検査の結果として用いてはならず、また、定期検査において行う区画の検査及び板厚計測の結果を中間検査の結果として用いてはならない。

5 章 定期検査

5.1 一般

5.1.1 を次のように改める。

5.1.1 定期検査の開始時と完了時に実施する検査

-1. ~~1.1.3-1.(3)(b)又は(e)~~1.1.4-3.の規定に従って定期検査を開始する船舶については、5.2.6 に規定する板厚計測は、修理計画立案のため実行可能な限り、当該検査開始の時期に行う。また、4 回目の年次検査の時期~~又は~~またはこの時期より前に定期検査を開始する場合には、定期検査開始時の検査として、少なくとも 3 章に規定する検査を行う。

-2. ~~1.1.3-1.(3)(b)又は(e)~~1.1.4-3.の規定に従って定期検査を完了する場合における当該検査完了のための検査としては、少なくとも 3 章に規定する検査を行う。なお、定期検査完了のための検査の結果、検査員が必要と認める場合は、既に実施された検査であっても再度実施することがある。

5.1.4 として次の 1 条を加える。

5.1.4 検査結果の取扱い

中間検査及び定期検査がいかなる時期に行われたとしても、中間検査において行う区画の検査及び板厚計測の結果を定期検査の結果として用いてはならず、また、定期検査において行う区画の検査及び板厚計測の結果を中間検査の結果として用いてはならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2016 年 6 月 30 日から施行する。

3 章 年次検査

3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.8 として次の 1 条を加える。

3.2.8 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-2 章第 17 規則の適用を受ける船舶にあっては，代替設計及び配置について，承認図書の記載に従って試験，検査及び保守管理状況の確認を行う。

3.3 機関の年次検査

3.3.3 として次の 1 条を加える。

3.3.3 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-1 章第 55 規則の適用を受ける船舶にあっては，代替設計及び配置について，承認図書の記載に従って試験，検査及び保守管理状況の確認を行う。

附 則（改正その 2）

1. この規則は，2016 年 6 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

1 章 通則

1.1 検査

1.1.10 を次のように改める。

1.1.10 機関確認運転

-1. 定期検査時には、検査員立会により主機及び補機の確認運転を行い異常のない事を確認しなければならない。また、主機、補機又は操舵装置に対し大規模な修理工事を行った場合、検査員は海上試運転を要求する事がある。

-2. 長期入渠工事後には、検査員が必要と認めた場合、検査員立会により主機及び補機の試確認運転を行い異常のない事を確認しなければならない。また、主機、補機又は操舵装置に対し大規模な修理工事を行った場合、検査員は海上試運転を要求する事がある。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

1 章 通則

1.5 として次の 1 節を加える。

1.5 その他

1.5.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶（鋼製はしけ及び潜水船を除く。）には、少なくとも酸素、可燃性ガス又は蒸気、硫化水素並びに一酸化炭素の濃度を閉囲区域へ立入りの前に計測できる適切な可搬式ガス検知器を備えなければならない。当該可搬式ガス検知器は、他の規則で要求されるものと兼用して差し支えない。また、当該可搬式ガス検知器は、適切に校正されたものでなければならない。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-7.(16)として次の 1 号を加える。

-7. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 消火ポンプ（非常用消火ポンプを含む）
- (2) 消火ホース及び消火ノズル
- (3) 消火器（予備充填物を含む）
- (4) 消防員装具
- (5) 非常脱出用呼吸具
- (6) 固定式消火装置
- (7) 防火ダンパ及び動力式閉鎖扉
- (8) 固定式火災探知警報装置及び自動スプリンクラ装置
- (9) 防火材料
- (10) 危険物を運搬する船舶に要求される追加の設備（防爆型電気機器、探知装置、完全防護服、持運び式消火器及び水噴霧装置）

- (11) 甲板泡消火装置（ノズル及び泡原液）
- (12) イナートガス装置（持運び式酸素濃度計）
- (13) 貨物ポンプ室の保護に関する機器（温度計測装置及び炭化水素ガス濃度計）
- (14) 乾舷甲板下に設置される水密扉
- (15) 丸窓
- (16) 可搬式ガス検知器

3 章 年次検査

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
(省略)	
25 <u>可搬式ガス検知器</u>	・ <u>可搬式ガス検知器について、現状良好であることを確認する。</u>
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
25 <u>6</u> 管装置	・ 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
26 <u>7</u> 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
27 <u>8</u> 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。

附 則（改正その 4）

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日から施行する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(6)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(2) 機関関係

(b)を次のように改める。

(b) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

機関の種類に応じて、**D 編 2.1.23**，同 **3.1.2** 及び同 **4.1.2** に規定されているもの

14 章 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備に関する検査

14.2 登録検査

14.2.2 提出図面及び資料

-1. 製造中登録検査を受けようとする浮体施設については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の資料を提出し本会の承認を得なければならない。

(2) 機関関係

(c)を次のように改める。

(c) 原動機（付属装置を含み、原動機の種類に応じて **D 編 2.1.23**，**3.1.2** 及び **4.1.2** に規定されるもの）

附 則（改正その5）

1. この規則は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みが行われたディーゼル機関と同一型式のディーゼル機関にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(6)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(2) 機関関係

(b)を次のように改める。

(b) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

機関の種類に応じて、**D 編 2.1.32**，同 **3.1.2** 及び同 **4.1.2** に規定されているもの

14 章 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備に関する検査

14.2 登録検査

14.2.2 提出図面及び資料

-1. 製造中登録検査を受けようとする浮体施設については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の資料を提出し本会の承認を得なければならない。

(2) 機関関係

(c)を次のように改める。

(c) 原動機（付属装置を含み、原動機の種類に応じて **D 編 2.1.23**，**3.1.2** 及び **4.1.2** に規定されるもの）

附 則（改正その 6）

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みがあったディーゼル機関又は排気タービン過給機にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の(1)から(6)に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

((1)から(2)は省略)

(3) 液化ガスばら積船関係

((a)から(s)は省略)

(t) ~~ガス~~危険場所又は区域の電路敷設要領図及び電気機器一覧表

((u)は省略)

(v) ~~ガス~~危険場所又は区域を明示する図面

((w)は省略)

(x) 独立型タンクタイプ B のタンクにあっては、就航後の非破壊検査方案

(y) メンブレン方式、又はセミメンブレン方式又は内部防熱方式タンクにあっては、貨物格納設備の就航後の検査方案

(z) 貨物格納設備のための検査計画書

(~~aa~~) その他、N 編の各章で規定されているもの

((4)から(6)は省略)

-7.を次のように改める。

-7. 液化ガスばら積船にあっては N 編 18.42.1 に、危険化学品ばら積船にあっては S 編 16.1.1 に規定するオペレーションマニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(6)は省略)

(7) 液化ガスばら積船では、次に掲げる図面及びその他の書類

((a)から(c)は省略)

- (d) N 編 4.34.13 から 4.18 に規定する設計荷重に関する資料
- (e) N 編 4.4 から 4.64.8 及び 4.21 から 4.25 に規定する貨物タンク及び支持構造の強度計算書
- ((f)から(q)は省略)
- (r) N 編 10.2.6 に規定する故障モード及び影響分析 (FMEA) に関する文書
- ((8)から(13)は省略)

2.1.6 を次のように改める。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
 - ((a)から(d)は省略)
 - (e) 復原性資料 (U 編 1.2.1, N 編 2.2.23, S 編 2.2.2)
 - (f) 液化ガスばら積船に関するオペレーションマニュアル (N 編 18.42)
 - ((g)は省略)
 - (h) 貨物取扱い計画書 (N 編 17.2018.13-2., N 編 17.2223.12-10., S 編 15.3.2-15., S 編 15.8.32)
 - (i) 各貨物タンクの最大許容充填限度一覧表 (N 編 15.2.26.1, ~~N 編 17.20.14~~, S 編 15.3.2-12., S 編 15.8.34-3., S 編 15.14.7-3.)
 - ((j)から(o)は省略)
- (2) その他の手引書等
 - ((a)から(m)は省略)
 - (n) IGC コードもしくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (N 編 18.2.2-3.1.1)
 - ((o)から(q)は省略)
- ((3)は省略)

-2. 前-1.に加え、国際航海に従事する船舶にあっては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

((1)は省略)

- (2) 次に掲げる手引書等
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル (C 編 23.3.10 及び 23.4.9 又は CS 編 21.3.10 及び 21.4.9)
 - (b) 損傷制御図 (C 編 33.3.1)
 - (c) ローディングマニュアル (C 編 34 章又は CS 編 25 章)
 - (d) 復原性資料 (U 編 1.2.1, N 編 2.2.23, S 編 2.2.2)
- ((3)から(12)は省略)
- (-3.から-7.は省略)

2.2 製造後の登録検査

2.2.1 一般

-4.を次のように改める。

-4. 液化ガスばら積船では **N 編 18.42.1** に，危険化学品ばら積船では **S 編 16.1.1** に規定するオペレーションマニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。

3 章 年次検査

表 B3.9 を次のように改める。

表 B3.9 液化ガスばら積船の特別要件

検査項目	検査内容
(省略)	
9 その他	次に掲げる事項について，現状検査を行うとともに，(k)及び(l)については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。 (a)から(i)は省略 (j) ガ 危険場所又は区域の電気設備 (k) 貨物ログブック，荷役記録並びに貨物格納設備及び荷役設備に関連するマニュアル (l) 液化ガスばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則
(省略)	

附 則（改正その 7）

1. この規則は，2016 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

3 章 年次検査

3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.6 を次のように改める。

3.2.6 構造部材等の板厚計測

-1. 年次検査では，次の(1)から(3)について，板厚計測を行う。なお，計測の方法及び記録の提出については，5.2.6-1.の規定に準じて行う。

- (1) 表 B3.6 に掲げる区画及びタンク
 - (2) 3.2.4(2)に規定する区画及びタンクの内部検査の結果，検査員が必要と認めた箇所
 - (3) 以前の検査において著しい腐食が認められた箇所（CSR-T 編又は CSR-B&T 編が適用される二重船殻油タンカー以外の油タンカー，危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）。なお，CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用されるばら積貨物船並びに 1.3.1(6)(b)に規定する鋼製倉口蓋及び倉口縁材にあつては，以前の検査において著しい腐食が認められた箇所であっても，当該箇所に塗料製造者の要件に従い塗装が施工されており，塗装の状態が優良な状態に維持されている場合で，検査員が適当と認める場合には，板厚計測を省略して差し支えない。
- 2. 構造部材等が鉄鋼材料以外の場合にあつては，本会の適当と認めるところによる。

4 章 中間検査

4.2 船体，艀装，消火設備及び備品の中間検査

4.2.6 を次のように改める。

4.2.6 構造部材等の板厚計測

-1. 中間検査では，次の(1)から(3)について，板厚計測を行う。なお，計測の方法及び記録の提出については 5.2.6-1.の規定に準じて行う。

- (1) 表 B4.4 に掲げる構造部材等
 - (2) 4.2.4 に規定する，以前の検査において認められた疑わしい箇所についての内部検査の結果，検査員が必要と認めた箇所（ばら積貨物船を除く。）
 - (3) 以前の検査において著しい腐食が認められた箇所
- 2. 構造部材等が鉄鋼材料以外の場合にあつては，本会の適当と認めるところによる。

5 章 定期検査

5.2 船体，艤装，消火設備及び備品の定期検査

5.2.6 構造部材等の板厚計測

-9.として次の 1 項を加える。

-9. 構造部材等が鉄鋼材料以外の場合にあっては，本会の適当と認めるところによる。

表 5.6-1 を次のように改める。

表 B5.6-1 ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*1}	
(省略)	
二重船側構造ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）に対する要件	
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) 2. 各種のバラストタンクのそれぞれ 2 個の代表的なタンク（最も船首よりのトップサイドタンク及び船側タンクを各 1 個以上含むこと）内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 3. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 4. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) 2. すべてのバラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 3. 1 個の横断面における片舷のトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び船側タンク内の前後両端の横隔壁（防撓部材を含む。）(B) 4. 最も船首よりの両舷の船側バラストタンクにおいて、各タンクの前部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数）の <u>縦通肋骨又は防撓材</u> （縦式構造の場合は縦通肋骨，横式構造の場合は横肋骨材）(A) 5. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 6. 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 7. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) 2. 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む），並びにすべての横隔壁（防撓部材を含む。）(B) 3. すべての船側バラストタンクにおいて、各タンクの前部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 の数）の <u>縦通肋骨又は防撓材</u> （縦式構造の場合は縦通肋骨，横式構造の場合は横肋骨材）(A) 4. 第 2 回定期検査の 5. から 7. の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶 に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 各船側バラストタンクにおけるすべての船側及び縦通隔壁に付く <u>縦通肋骨又は防撓材</u> （縦式構造の場合は縦通肋骨，横式構造の場合は横肋骨材）(A) 2. 第 3 回定期検査の 1., 2. 及び 4. の要件に同じ

(備考)

- (1) 二重船側構造ばら積貨物船の船側タンクは、トップサイドタンク又はビルジホップタンクに連結されていても、単独のタンクとして扱うこと。
- (2) 表中の(A)から(C)の記号は次のような意味を持つ。
 - (A): 貨物倉の倉内肋骨又は船側タンク内の船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨，横式構造の場合は横肋骨材）
 - (B): トップサイドタンク，ビルジホップタンク，船側タンク及び船首尾タンク内のトランスリング又は水密横隔壁（関連構造部材を含む。）
 - (C): 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。
- (3) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。
 - (i) 下部スツールのない船舶にあっては、内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート（設けられている場合）及びシェダープレートの上部近傍
 - (ii) 下部スツールを有する船舶にあっては、下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍
 - (iii) 隔壁の中央部付近
 - (iv) 甲板との取り付け部の近傍及びトップサイドタンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあっては、上部スツール底板の下部近傍

^{*1}：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

附 則（改正その 8）

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 達 第 34 号

2015 年 7 月 28 日／2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 1.1.3-1.(3)(b)の適用上、規則 B 編 1.1.4-1.及び-2.により年次検査~~又は~~または中間検査を繰り上げて実施した場合、定期検査は、次の(1)~~又は~~または(2)のいずれかの時期に行うことができる。

- (1) 船級証書の有効期間の満了日の前 15 ヶ月以内のいずれかの時期から開始し、船級証書の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に完了する。
- (2) 規則 B 編 ~~1.1.3-1.(3)(b)~~1.1.4-3.に準じた時期に行う。
(-2.から-8.は省略)

B1.1.4 を次のように改める。

B1.1.4 定期的検査の時期の変更繰り上げ

~~4.~~ 規則 B 編 1.1.4-1.及び-2.により年次検査~~又は~~または中間検査を繰り上げて実施した場合、これ以降の次回定期検査までの規則 B 編 1.1.3-1.(1)及び(2)に規定する年次検査及び中間検査の実施時期は、繰り上げて実施し完了した日から 3 ヶ月を経過した日を新たな検査基準日とみなして適用したものとする。ただし、中間検査を実施する時期から 3 回目の検査基準日が定期検査を実施する時期より前である場合、同検査基準日の前後 3 ヶ月以内に行う年次検査の時期に中間検査を行う。

~~2. 規則 B 編 1.1.4-3.により中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰り上げて実施し、予定されていた中間検査を行わない場合、繰り上げて行う定期検査については、3 回目の年次検査の時期までに完了すること。~~

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.7 を次のように改める。

B2.1.7 完成図

- 1. 規則 B 編 2.1.7-~~4~~(2)に規定する構造関係の図面に記載すべき内容については、B2.1.2-1.(1)によること。
- 2. 規則 B 編 2.1.7-~~4~~(2)に規定する「部材寸法図」とは、一般に、船首尾構造を含む、船体構造部材の配置及び寸法を含む図面をいう。規則 B 編 2.1.7-~~4~~(2)の規定により提出されるその他の図面において必要な情報が得られる場合、部材寸法図として別に図面を提出することを要しない。

B4 中間検査

B4.1 一般

B4.1.3 として次の 1 条を加える。

B4.1.3 検査結果の取扱い

規則 B 編 4.1.3 にいう「区画の検査及び板厚計測」とは、区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測のことをいう。

B5 定期検査

B5.1 として次の 1 節を加える。

B5.1 一般

B5.1.4 検査結果の取扱い

規則 B 編 5.1.4 にいう「区画の検査及び板厚計測」とは、区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測のことをいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2016 年 6 月 30 日から施行する。

B5 定期検査

B5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.7 圧力試験

-4.を次のように改める。

-4. 規則 B 編 5.2.7-3.でいう「本会が適当と認める場合」とは、船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに圧力試験が行われ、次の**(1)**及び**(5)**を満たす場合をいう。この場合、検査員が差し支えないと認めるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。船長又はこれに代わる責任者の立会いのもとに圧力試験を行う場合の指針を附属書 B5.2.7-4.に示す。

- (1) 圧力試験の実施に先立ち、船舶の所有者から提出された圧力試験要領書（漲水するタンク及びその漲水レベル並びに試験の対象となる隔壁の情報を含む）が本会の確認を受けていること。
- (2) タンクの構造健全性に影響を与える可能性のある漏れ、変形及び著しい腐食がないこと。
- (3) 圧力試験の実施時期が、定期検査の期間内であって、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前3ヶ月以内であること。
- (4) 試験結果をログブックに記録すること。
- (5) 内部検査及び精密検査の際、タンク及び関連構造の内部及び外部の状態が良好であることを検査員が確認すること。

附属書 B5.2.7-4.として次の附属書を加える。

**附属書 B5.2.7-4. 船長の指示のもとに実施する
貨物タンク境界の圧力試験のための指針
(MSC.1/Circ.1502 ANNEX 関連)**

1 序文

1.1 本指針は、**B5.2.7-4.**に従い船長の指示のもとに貨物タンクに要求される試験を行う場合の技術的及び形式的な情報及び助言を与えるものである。

1.2 本船が造船所にある場合又は本会の検査員が乗船する場合は、貨物タンクの試験は検査員の指示及び立会いのもとに行うこと。また、貨物タンクに隣接するすべてのバラストタンクの試験は検査員により実施されなければならない旨留意すること。

2 目的及び適用

2.1 本指針は、船長の指示のもとに貨物タンクの試験を行う場合の手順の共通の理解を深めるため、主管庁、管理会社、船長及び船員が参照できるよう用意されたものである。

2.2 本手順は、**B5.2.7-4.**が適用される油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に適用される。

3 貨物タンクの試験

3.1 定期検査における貨物タンクの試験要件は規則 B 編 5.2.7 による。

3.2 本手順による貨物タンクの試験は船長が十分であると認めるものとする。

3.3 貨物タンクの境界の試験は、当該タンクの使用状態で起こり得る最高液面で行うこと。試験の範囲は規則 B 編表 B5.23-1.による。

3.4 次の条件を満足する場合、検査員は、船員が船長の指示のもとに行う貨物タンクの境界の試験を認めることがある。

1. 圧力試験の実施に先立ち、船舶の所有者から提出された圧力試験要領書（漲水するタンク及びその漲水レベル並びに試験の対象となる隔壁の情報を含む）が、本会の確認を受けていること。
2. タンクの構造健全性に影響を与える可能性のある漏れ、変形及び著しい腐食がないこと。
3. 圧力試験の実施時期が、定期検査の期間内であって、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前 3 ヶ月以内であること。
4. 試験結果をログブックに記録すること。
5. 内部検査及び精密検査の際、タンク及び関連構造の内部及び外部の状態が良好であることを検査員が確認すること。

3.5 「不合格」：試験により構造の損傷又は漏洩が明らかになった場合、本会に遅滞なくその旨連絡し、検査を申請すること。

4 貨物タンクの試験手順

4.1 貨物による圧力試験要件に適合するため、4.2 及び 4.3 を満足すること。

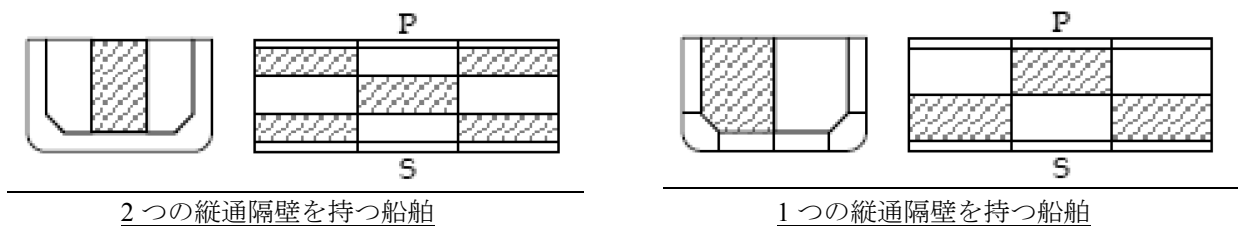
4.2 貨物を使用した強度試験

4.2.1 圧力試験の試験条件は、本会の確認を受けた圧力試験要領書によること（B5.2.7-4.(1)参照）。ただし、前 3.3 に記載された最低要件を下回らないこと。

4.2.2 関連する境界の試験のため、各貨物タンクの内部隔壁に満載状態の圧力がかかるよう、千鳥状に貨物を積載して差し支えない（図 1 参照）。ただし、その際の積付状態及び復原性については船長が確認すること。

4.2.3 前 4.2.2 及び 4.3 に従い確認を実施した旨ログブックに記載し、船長はこれを確認しサインすること。

図 1 千鳥状の積載状態



4.3 バラスト水を使用した強度及び漏洩試験

本船のオペレーション上可能であれば、4.2 の関連要件に従うこと及び点検のために関連するタンク境界に通行可能であることを条件に、バラスト水を使用した強度及び漏洩試験を行って差し支えない。試験を実施したタンク及び隣接する貨物タンク間の境界及び関連する溶接部は、境界を越えた漏洩がないことを確認するため、十分な点検を実施すること。

4.4 一般

貨物タンクに面した境界を持つバラストタンクについては、規則 B 編 5.2.7 に従い試験を行うこと。これらの試験においては、検査員により立会い及びすべての境界の検査が実施されること。

4.5 安全

IMO 総会決議 A.1050(27) *Revised recommendations for entering enclosed spaces aboard ships* を考慮すること。

5 船長による点検、評価及び報告

5.1 一般

水圧試験の対象となるタンクの境界の点検を行う際に、要求されるオペレーションを以下に記載する。安全のためのすべての事前注意事項及び設備（照明、換気等）は安全管理システムに係る文書及び本会が確認した圧力試験要領書に基づき提供されること。

5.2 点検箇所

5.2.1 試験対象となる貨物タンクのすべての境界について、当該境界の外側から点検を行うこと。一般的な形状を持つタンクの境界は次により構成される。

- 1 後部横隔壁及び関連構造
- 2 前部横隔壁及び関連構造
- 3 2つの縦通隔壁及び関連構造
- 4 内底板及び関連構造

5.2.2 各境界は試験対象となる貨物タンクと次の区画で共通のものとなる。

- 1 貨物タンク

.2 バラストタンク／二重底

.3 燃料油タンク

.4 空所又はポンプ室

5.2.3 点検においては次を確認すること。

.1 水圧を受けた際、境界の板を支持する構造のたわみやゆがみ等、各境界の板及び構造が明確な幾何学的欠陥の影響を受けていないこと。

.2 各境界のタイトネスが損なわれていないこと。すなわち、各境界の表面、特に境界そのものを構成する板の溶接部のいかなる場所にも漏洩がないこと。

5.2.4 各境界について、上述の2つに分類されるいかなる欠陥をも発見できるよう、注意深く点検すること。

5.3 記録

5.3.1 試験対象となる貨物タンクの周囲すべての境界の点検において、船長は結果を簡単に記録すること。記録はログブックに記載し、以下に関するすべてのデータを含めること。

.1 試験対象のタンク

.2 試験対象のタンク周囲の区画

.3 試験を行った日時及び場所

.4 トリムを含めた試験時の本船の積付状態

.5 試験中の点検結果

記録は検査員への報告のため、船上に保持すること。

5.3.2 欠陥が発見又は記録されていない場合、貨物タンクの試験結果は十分なものであるとみなすことができる。

附 則（改正その2）

1. この達は、2016年6月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-7. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については，次による。

(2)を次のように改める。

(2) 貨物ホース

2002 年 7 月 1 日以降に，液化ガスばら積船又は危険化学品ばら積船に新たに備えられる貨物ホースについては，それぞれ規則 N 編 5.11.7.3又は S 編 5.7.3 に適合しているものであることを，備え付け時に検査により確認を受ける。

B5 定期検査

B5.4 液化ガスばら積船の特別規定

B5.4.2 検査

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編表 B5.27 中，第 2 項にいう「承認された検査方案及び許容基準」とは，規則 N 編 ~~4.7.7~~4.6.2(4)の規定に従い，貨物格納設備の設計者により作成され，本会に承認されたものをいう。

附 則（改正その3）

1. この達は，2016 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-9. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

(21)として次の 1 号を加える。

(21) 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器

2016 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶（鋼製はしけ及び潜水船を除く。）について、2016 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 B 編 1.5.1 に適合する可搬式ガス検知器を備えていることを確認する。

B1.5 として次の 1 節を加える。

B1.5 その他

B1.5.1 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器

規則 B 編 1.5.1 の適用上、2016 年 7 月 1 日以降に搭載される可搬式ガス検知器については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。ただし、2016 年 7 月 1 日前に建造契約の行われる又は建造開始段階にある船舶であって、同日以降の引渡し日までに搭載される可搬式ガス検知器にあってはこの限りでない。

- (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の 4 第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの

附 則（改正その 4）

1. この達は、2016 年 7 月 1 日から施行する。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更

-3.(5)(d)を削る。

-3. 規則 B 編 1.1.6-4.の規定により、定期検査で行うべき区画及びタンクの内部検査、精密検査及び板厚計測並びにタンクの水圧試験を、継続検査方式により行う場合の取扱い
は次の(1)から(5)による。

((1)から(4)は省略)

(5) 継続検査方式の取消し等

- (a) 船舶所有者又はその代理者が継続検査方式の取消しを申し出た場合は、以後の検査の取扱いは同方式を採用しない船体の区画及びタンクに対する検査の例による。ただし、次回の定期検査以前にその検査間隔が5年を超える区画及びタンクがある場合には、前回の検査日から5年以前に、それらの区画及びタンクの検査を行う。
- (b) 継続検査が本検査要領に従って行われなかった場合には、継続検査方式の採用を取消することがある。この場合における以後の検査の取扱いは前(a)による。
- (c) 既に継続検査方式を採用している船舶において、船舶所有者の変更が生じた場合には、原則として継続検査方式の採用を取消するものとする。引続き継続検査方式の採用を希望する場合には、改めて前(1)に定める申込みを行うこと。
- ~~(d) 既に継続検査方式を採用している一般乾貨物船にあっては、2005年7月1日より後の最初の中間検査又は定期検査のいずれか早い時期までに、各区画及びタンクの各検査項目を次の定期検査の要件に準じて検査（以下、「当該検査」という。）を行った上、継続検査方式の採用を取消しなければならない。ただし、検査員が適当と認めた場合、当該検査の日より15ヶ月以内に完了した検査項目については省略して差し支えない。~~

附 則（改正その5）

1. この達は、2016年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-16.として次の 1 項を加える。

-16. 規則 B 編 2.3.1-1.(5)及び規則 D 編 2.6.1-2.に掲げる機関の試験の前には、以下の準備が行われること。

- (1) オイルミスト検出装置、過速度防止装置及びその他の遮断装置といった安全に関わる全ての設備は、有効な状態に調整されること。
- (2) 過速度防止装置は、許容過速度を超えないよう設定されること。当該設定は検査員の確認を受けること。
- (3) 製造者の指定に従って試運転を行うこと。
- (4) 試験に用いられる全ての液体（燃料油、潤滑油、冷却水等で、一時的又は試験用途にのみ繰返し使用される全ての液体を含む）は、使用に適したものであること。（清浄なもの、必要に応じて予備加熱されているもの、機関に有害でないもの等）

附 則（改正その 6）

1. この達は、2016 年 7 月 1 日から施行する。
 2. 次のいずれかに該当する機関の試験にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載されるディーゼル機関であって、施行日前に承認申込みがあったディーゼル機関の海上試運転における機関の試験
 - (2) 施行日前に承認申込みがあったディーゼル機関の製造工場等における機関の試験
- * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement(PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No. 29 (Rev. 0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

- 2. 規則 B 編 2.3.1-1.(2)に規定する後進試験は、次の(1)及び(2)に示すとおりとする。
- (2) 船体が後進中、機関が有効に作動することを確認する。この場合、主機の回転数は、連続最大回転数の 70%以上とし、次の(a)及び(b)に示す主機の種類に応じた時間、後進を行い、規則 D 編 1.3.2 に規定される後進性能を確認する。

(a)を次のように改める。

- (a) ディーゼル機関を搭載した船舶にあつては、~~10 分間又は~~後進速力（回転数）が整定するまでの大なるほう

-5.を次のように改める。

-5. 規則 B 編 2.3.1-1.(5)に規定する機関の作動試験は、機関の運転状態の全域において、機能的に十分で、かつ、信頼性があり、使用回転数範囲内に異常な振動がないことを確認するために、少なくとも次の(1)から(78)に示す試験を行うこと。ただし、係留中において試験を行った場合には、海上試運転では省略して差し支えない。機関関係の各項目における試験の詳細については、JIS F0801「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等の試験方法を参考とする。なお、試験の実施前には、検査要領 B1.4.2-16.に掲げる準備を行うこと。

(1)から(5)は省略)

(6) 調速性能試験

主発電機用ディーゼル機関（主発電機を兼用する推進用発電機を駆動するディーゼル機関を含む）にあつては、規則 H 編 2.4.2-1.に規定する調速特性を確認すること。

(67) ボイラの安全装置および警報装置の作動確認

(78) 排ガスエコノマイザの安全装置及び警報装置の作動確認

-9.を次のように改める。

-9. 規則 B 編 2.3.1-1.(9)に規定する推進軸系のねじり振動の計測は、規則 D 編 8.1.3 の規定に従って行うこと。

なお、規則 D 編 8.1.3-2.に規定する機関の運転状態の確認を計算により推定した上下境界回転数で実施する場合、計測により確認できる回転数との誤差を考慮し、推定した上下境界回転数の前後にわたってフューエルインデックスを確認することを推奨する。

表 B2.3.1-5.を次のように改める。

表 B2.3.1-5. ディーゼル機関の試験

機関出力	機関用途		
	ディーゼル船の主機用ディーゼル機関 ^{*1}	電気推進船の主機用ディーゼル機関 ^{*2}	発電機及び補機(作業用補機等を除く。)用ディーゼル機関 ^{*2}
110%出力^{*3}	プロペラ特性に従った回転数において 30 分	定格回転数において 30 分	実証されること。
100%出力^{*4}	プロペラ特性に従った回転数において 4 時間	定格回転数において 4 時間	定格回転数における 100%出力 を含む 4 時間 ^{*4, *5}
常用出力 ^{*4}	プロペラ特性に従った回転数において 2 時間	定格回転数において 2 時間	
75%出力	いずれか、1又は2項目においてプロペラ特性に従った回転数において適当時間	いずれか、1又は2項目について定格回転数において適当時間	
50%出力			
25%出力			
最低回転数試験	実施 ^{*6}	不要	不要

試験項目		機関用途		
		主機用ディーゼル機関 ^{*1}	発電機用ディーゼル機関（電気推進船の主機用ディーゼル機関を含む） ^{*2}	補機（作業用補機等を除く）用ディーゼル機関
負荷試験	110%出力	—	n_0 (n_0 は定格回転数) において 10 分 ^{*3}	—
	100%出力	プロペラ特性に従った回転数において 4 時間 ^{*4, *5, *6, 7}	n_0 において 1 時間 ^{*3}	n_0 において 30 分
	75%出力	いずれか、1 又は 2 項目においてプロペラ特性に従った回転数において適当時間 ^{*8}	いずれか、1 又は 2 項目においてプロペラ特性に従った回転数において適当時間 ^{*8}	—
	50%出力			
	25%出力			
過速度運転試験		1.032 n_0 以上の回転数において 30 分 ^{*9, *10}	—	—
最低回転数試験 ^{*11}		実施 ^{*9}	—	—
断続過負荷試験 ^{*12}		実施	—	実施

注)

- ~~*1 可変ピッチプロペラを備える場合には、運転時に使用が予定されている種々のピッチ角における運転を含むこと。~~
- *1 試験終了後、機関の燃料油供給装置は船内据付け後の運転において 100%出力を超えて運転されないように調整されること。（一時的な過負荷出力が認められる推進機関及び発電機も駆動する推進機関を除く）
- *2 試験は、調速機を定格回転数に一定にセットして、駆動する発電機の定格電力を基準に行われること。
- ~~*2 D2.6.1 に掲げる工場試運転の成績等を考慮して差し支えないと認められる場合は、試験を省略することができる。~~
- *3 100%推進出力（推進のための総電動機容量等）を最低発電機数で供給する試験を実施する場合には、当該試験時に確認してもよい。この場合、試験時間は全ての回転機が安定した運転温度に到達するのに十分な時間又は 4 時間とし、全ての発電機について試験を実施するのに十分な時間が確保できない場合には、試験は別に行うこと。
- ~~*4 D2.6.1 に掲げる工場試運転の成績等を考慮して差し支えないと認められる場合は、試験時間を適当時間（主機用ディーゼル機関及び電気推進用ディーゼル機関の 100%出力運転においては 1 時間以上）とすることができる。~~
- *4 可変ピッチプロペラを備える場合にあっては、 n_0 において、定格出力となるプロペラピッチにおいて実施すること。ただし、要求される負荷をかけることが困難な場合には、適当な負荷とすることができる。

- ~~*5 要求される負荷をかけることが困難な場合には、適当な負荷における運転とすることができる。~~
- *5 発電機も駆動する推進機関にあっては、 n_0 において、機関の定格出力で4時間実施するとともに、100%出力をプロペラから取り出す場合（機関の定格出力試験で確認されない場合に限り）及び発電機から取り出す場合についてもそれぞれ実施すること。この場合、試験はプロペラ取り出し出力において2時間、発電機取り出し出力において1時間実施すること。
- *6 **自動化設備規則 2.2.5-2.(1)**に定める試験が要求される船舶にあっては、同試験を100%出力で4時間以上実施することで、本表に規定する100%出力試験を別に実施することなく省略することができる。
- *7 日本国領海等（日本国内の内水、領海又は排他的経済水域）のみを航行する船舶又は総トン数400トン未満の船舶にあっては、1時間とすることができる。
- *8 主機用ディーゼル機関又は電気推進船の主機用ディーゼル機関であって、**海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3 章**の適用を受ける船舶にあっては、当該負荷出力（25%出力、50%出力、75%出力）を、**同規則 2 編 2 章 2.1.3-6.(2)**に定める速力試験実施時の出力に代えることができる。
- *9 固定ピッチプロペラにのみ動力を伝える機関に限る。
- *10 100%出力試験が $1.032 n_0$ 以上の回転数で実施されている場合には省略することができる。なお、プロペラ特性上、当該回転数に計画到達しない場合等には、到達可能な連続最大回転数（回転トルク等の制限が掛かる回転数をいう。）での過速度試験とすることができる。
- *11 舵を片舷一杯に取っても主機が安定して運転できる最低回転数を確認する。
- *12 一時的な過負荷出力が認められる機関に限る。試験は機関製造者の指定する時間で実施すること。

附 則（改正その 7）

1. この達は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載されるディーゼル機関であって、施行日前に承認申込みがあったディーゼル機関にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement(PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No. 29 (Rev. 0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

B13 海洋構造物等の定期的検査の特例

B13.2 検査の準備等

B13.2.2 を次のように改める。

B13.2.2 検査、計測及び整備を行う事業所

-1. 規則 B 編 13.2.2-1.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、事業所承認規則 3 編 2 章, 3 章又は 8 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所をいう。

-2. 規則 B 編 13.2.2-2.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、事業所承認規則 3 編 6 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所、主管庁が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所をいう。

-3. 検査事業者は、海洋構造物の検査に検査機器、検査用ロボットを使用する場合には、検査を行う前に次に掲げる資料を添付した申請書を本会に提出すること。ただし、既に本会から水中検査事業所及び板厚計測事業所として承認された検査事業所を管轄する事業者にあつては、本会が発行した承認書の写しを一部提出すること。

- (1) 機器の仕様書
- (2) 機器の構造図
- (3) 機器の操作説明書（検査箇所と使用する機器を含む。）、~~点検要領書~~保守マニュアル、較正要領書マニュアル
- (4) 検査事業所の概要
- (5) 検査事業所の検査作業実施組織及び管理体制
- (6) 検査作業指針（作業系統、作業要領、保安対策、機器の取り扱い、~~点検検査要領書~~などを含む。）
- (7) ダイバー、板厚計測技術者、非破壊検査技術者、溶接などの特殊技能者の資格
- (8) 特殊技能者の教育プログラム
- (9) 検査記録簿の様式

附 則（改正その 8）

1. この達は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は 2019 年 6 月 30 日のいずれか早い日までは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。